

長野市子どもの権利条例(案)の構成

前文

長野市の子どもの権利や条例制定への思い

第1章 総則

目的

子どもが将来にわたって夢や希望を持てる
まちの実現

定義

子ども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、
地域団体等、事業者

基本理念

子どもの最善の利益

子どもの意見の尊重

差別の禁止

生命・生存および発達に対する権利

市、保護者、市民等、
育ち学ぶ施設、地域団体等、
事業者の連携

第2章 責務及び役割

市

保護者

市民等

育ち学ぶ
施設

地域
団体等

事業者

第3章 基本的な取組

意見表明及び参加

子どもの居場所づくり

子どもの育ちへの支援

安心・安全な環境づくり

プライバシーの保護

子育て家庭への支援

虐待、いじめ、差別等への取組

第4章 相談及び救済

相談等

子どもオンブズ
パーソン
の設置

オンブズパーソン
の
職務

オンブズパーソン
の
職務の執行

オンブズパーソンへの
相談等

オンブズパーソン
の
勧告等の尊重

見守り等の支援

公表

第5章 施策の推進

国、県、関係機関等との連携

子どもに関する計画の策定

広報及び啓発

財政上の措置

第6章 雑則

委任

附則